



あやしい電話・メールにだまされないために！！  
きっぱり、断りましょう！！！！



## ● 高齢者を狙う劇場型勧誘－怪しい投資にご注意！

複数の事業者を演じ、「選ばれた人しか買えない」「必ず儲かる」などと言い、実体不明の投資や契約を迫る劇場型勧誘による被害が増加しています。

パンフレットを送付後、勧誘の電話をかけ、契約を断ると別の会社から「名義を貸してほしい、謝礼をする」と持ち掛けられ、応じてしまうと「違法な行為をした」等と言って高額な支払いを要求される例もあります（老人ホーム利用権、社債 など）。



### そんな時は、ここに注意！

- ①電話での話を安易に信用しない。
- ②お金の話になったら、聞く前にきっぱり断る。
- ③支払い後、事業者と連絡が取れなくなり、お金を取り戻すことが困難になるケースが多い。



## ● 「不用品、着物を買います」と電話が！－強引な訪問買取

「リサイクルショップです。和服等の不用品はありませんか。」と電話してくる訪問買取被害が急増中。「査定だけでも」と言われ、業者の訪問を受けると「古い」などと言われ、格安で買い取られてしまいます。その後も「使わない貴金属はないか」と相場より安く貴金属を買い取っていきます。



### そんな時は、ここに注意！

- ①安易に貴金属を見せず、断る姿勢が大切。
- ②購入業者が突然訪問し、買い取りの勧誘をすることは禁止されています。
- ③売却した際は、事業者名・住所・連絡先が記載された契約書を受け取り保管する。
- ④解約したい場合は、書面を受け取ってから8日間は無条件に解約できるクーリング・オフの対象です。その期間は物品の引渡しを拒むことが出来ます。

## ● 電話で「還付金があります、ATM(現金自動預け払い機)へ行ってください」は－詐欺

市役所や税務署の職員をかたり、「還付金があるので今日中なら手続きができます。ATMに着いたら操作方法は携帯電話で教えます。」と電話があり、携帯電話とキャッシュカードを持って行くよう促される還付金詐欺が多発しています。ATMから、お金を相手の口座に送金させる詐欺です。市役所や税務署からの電話でATM操作を指示して、還付金がもらえることはありません。



### そんな時は、ここに注意！

- ①電話を信じず、家族や消費生活センターへ確認・相談する。
- ②常に留守番電話に設定しておけば不審な電話に出ずに済みます。

## ● 無料のはずがワンクリック請求 – 支払う必要はあるの？

パソコンやスマートフォンで無料だと思いアダルトサイトをクリックしたら、突然「登録完了」や「入会ありがとうございます」と料金の画面が表示された。問い合わせ先に連絡すると「キャンセルは出来ない。料金は明日までに支払わないと倍額になる」などと脅迫めいた請求についての相談が増えています。



### そんな時は、ここに注意！

- ①意図しないサイトに接続され、請求を受けるケースが増加。安易にクリックしない。
- ②請求根拠がない場合は、登録料などの支払いは必要ありません。業者に連絡すると新たな個人情報を知らせることになります。
- ③覚えのない請求のメール等は無視。

## 仮想通貨のトラブルにご注意下さい！！

インターネットを通じ、仮想通貨を購入させ、お金を集める詐欺や悪質商法が増えています。勧誘されて思わぬトラブルに巻き込まれることがあります。

Q1 SNS（交流サイト）で知り合った人から仮想通貨に投資すれば「必ず値上がりする」と勧められ30万円を振り込んだ。契約書はなく、メールアドレスしか分からない。騙されたのではと思い、メールで返金を申し出たが、連絡がない。

Q2 仮想通貨登録業者が取り扱う仮想通貨を、購入して損はしないか。



### そんな時は、ここに注意！



○仮想通貨とは、インターネット上で、自由に遣り取りされる通貨の様な機能を持った電子データの事で、国が価値を保証している法定通貨ではなく、その価値を信頼する人達の間でのみ通用するものです。

○平成29年4月1日から仮想通貨交換業者は登録制となり、登録した業者以外は取引が出来なくなりました。（以前より、仮想通貨交換業務を行っている業者については、登録機関の猶予が設けられています。）仮想通貨の取引を行う場合は、登録業者なのか金融庁のホームページで確認して下さい。

○登録業者から購入しても、価値の保証はなく、価格変動が大きいだけでなく、サイバーセキュリティ上のリスクもあります。取引内容やリスクを理解・確認し慎重に取引することが重要です。

※投資以外にも仮想通貨を題材とした詐欺や悪質商法も増加傾向にあります。「必ず、儲かる」などの勧誘には注意が必要です。



金融庁ホームページ

<https://www.fsa.go.jp/>



### 消費生活相談のご案内

消費生活上のトラブルなどでお困りの際には、早めにご相談下さい

鎌ヶ谷市消費生活センター 047-445-1246 ※予約優先

